【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（理事による理事会の招集請求）

第百二条の二十八　理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して理事会の招集を請求することができる。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（理事による理事会の招集請求）

第百二条の二十八　理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して理事会の招集を請求することができる。

（改正前）

（新設）